

第2回 教育委員会会議日程

開催期日 令和2年4月27日（月）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第1号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第2号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第6 報告第3号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第7 議案第2号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

日程第8 議案第3号 芽室町教育研究所職員委嘱の件

日程第9 議案第4号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

日程第10 議案第5号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

日程第11 議案第6号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件

閉 会

日程第4

報告第1号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和2年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

令和2年度就学援助認定総括表

(令和2年4月10日現在)

申請世帯	161	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	141	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	141	世帯
経済的困窮世帯	83	世帯
児童扶養手当受給世帯	74	世帯
町民税非課税世帯	4	世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
		世帯
不認定世帯	20	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎8年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	161	141	20	0	12.1

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(4月10日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	12	13	9	11	14	19	78
上美生小学校					1		1
芽室西小学校	3	8	4	5	9	7	36
芽室南小学校	1			1		1	3
合 計	16	21	13	17	24	27	118

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室中学校	16	16	21				53
上美生中学校	1	2	2				5
芽室西中学校	7	13	12				32
合 計	24	31	35				90
			合計	208			

●準要保護不認定者数一覧(4月10日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	3	2	1	4		2	12
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	2	1		8
芽室南小学校				1		1	2
合 計	5	4	2	7	1	3	22

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室中学校		3	6				9
上美生中学校							0
芽室西中学校	2	1	2				5
合 計	2	4	8				14
			合計	36			

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	7	3	7	10	10	38
				1		1
1	2	1		5	4	13
						0
2	9	4	7	16	14	52

(中学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
9	9	11				29
1		1				2
3	4	8				15
13	13	20				46
			合計	98		

○町民税非課税世帯

芽室小学校	1年	1人
芽室西小学校	4年	1人
芽室南小学校	4年	1人
芽室中学校	1年	2人
	2年	1人
芽室西中学校	2年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

(昭和二十二年三月三十一日)

(法律第二十六号)

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(平一九法九六・追加)

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

イ 紙与所得者以外の者の場合

「所得金額」を紙与所得者の「紙与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該紙与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

(1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。

(2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

(3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

(4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 町外へ転出したとき

(2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

(3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30日決定）

日程第 5

報告第 2 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 2 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第6

報告第3号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第9条第1項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和2年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第 7

議案第 2 号

芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

芽室町教育支援委員会規則第 4 条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 2 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町教育支援委員会委員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 中 村 浩 幸 上美生中学校長
齊 藤 和 紗 芽室小学校教諭
石 丸 美 葉 芽室南小学校教諭
千 田 留 依 上美生中学校教諭
太 田 久 恵 芽室幼稚園長
莖 田 千 春 子育て支援課

○委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

○委嘱の理由

令和2年4月1日付の教職員人事異動による欠員、校内人事に伴う変更、学識経験者区分として委嘱していた芽室幼稚園長の退任による欠員及び令和2年4月1日付の芽室町人事異動による欠員のため、後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育支援委員会委員名簿

委 員 17名

委嘱期間 平成31年4月1日～令和3年3月31日までの2年間

氏 名	選 出 区 分	所属及び職名	備 考
吉 藤 清 孝	教 育 職 員	芽室小学校長	
松 井 真 治	教 育 職 員	上美生小学校長	
大 村 篤 志	教 育 職 員	芽室西小学校長	
吉 本 徹	教 育 職 員	芽室南小学校長	
小 澤 一 記	教 育 職 員	芽室中学校長	
中 村 浩 幸	教 育 職 員	上美生中学校長	
久 保 瞳 則	教 育 職 員	芽室西中学校長	
斎 藤 和 紗	教 育 職 員	芽室小学校教諭	
鈴 木 美 樹	教 育 職 員	上美生小学校教諭	
千 葉 三 枝	教 育 職 員	芽室西小学校教諭	
石 丸 美 葉	教 育 職 員	芽室南小学校教諭	
平 野 聖 也	教 育 職 員	芽室中学校教諭	
千 田 留 依	教 育 職 員	上美生中学校教諭	
宮 本 和 也	教 育 職 員	芽室西中学校教諭	
太 田 久 恵	学 識 経 験 者	芽室幼稚園長	
有 本 和 晃	関係行政機関の職員	子育て支援課	
莢 田 千 春	関係行政機関の職員	子育て支援課	

芽室町教育支援委員会規則（抜粋）

第3条（組織）支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員

○芽室町教育支援委員会規則

昭和60年4月1日教委規則第3号

(設置)

第1条 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して、適切な就学の支援を行うとともに、就学後においても一貫した支援を行うため、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、芽室町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒の心身の障害の種類及び程度の判断について調査及び審議を行い、その結果を教育長に報告すること。
- (2) 教育長が特に必要と認めること。

2 支援委員会は、障害の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 教育職員
- (4) 児童福祉施設の職員
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 支援委員会に委員長、副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は必要に応じて会議を招集し会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門委員)

第7条 支援委員会は、専門事項を調査するために専門委員を置くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第10号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

日程第 8

議案第 3 号

芽室町教育研究所所員委嘱の件

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするもので
あります。

令和 2 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

芽室町教育研究所職員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 菅 原 晴 彦 芽室西小学校教頭
高 橋 志 保 芽室小学校教諭
大 原 卓 也 上美生中学校教諭
小 林 京 子 芽室西中学校教諭

○委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

○委嘱の理由

令和2年4月1日付の教職員人事異動及び校内人事により欠員となった職員の後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育研究所職員名簿

職 員 9 名

委嘱期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室南小学校	校 長	吉本 徹	
芽室西小学校	教 頭	菅原 晴彦	
芽室小学校	教 諭	高橋 志保	
上美生小学校	教 諭	鈴木 美樹	
芽室西小学校	教 諭	森田 昌宏	
芽室南小学校	教 諭	山田 洋	
芽室中学校	教 諭	松本 健二	
上美生中学校	教 諭	大原 卓也	
芽室西中学校	教 諭	小林 京子	

○芽室町教育研究所設置条例

昭和48年6月23日
条例第45号

(設置)

第1条 本町における教育の進歩改善に資するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の趣旨に基づき教育研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町教育研究所

位置 芽室町東3条3丁目1番地

(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修及び教育振興に寄与するための調査研究
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(職員)

第4条 研究所に所長ほか必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

2 職員は、非常勤とし、芽室町立小中学校教職員のうちから委嘱する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年7月14日
教委規則第2号

第1条 芽室町教育研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は2年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第4条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第5条 職員の出張にかかる旅費は、職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)に準ずる。

第6条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月14日から施行する。

附 則(昭和52年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

日程第9

議案第4号

芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和2年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

令和2年度芽室小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
高 橋 仁 美	麻生町内会長	
早 苗 雅 晃	保護者代表・P T A会長	
高 桑 衣 佳	保護者代表・家庭教育学級長	
市 川 良 二	めむろ子供センター統括支援員	
岩 野 真 志	学識経験者	
福 田 良 雄	南が丘西町内会長	
太 田 久 恵	芽室幼稚園長	
佐 藤 道 子	民生委員児童委員	
吉 藤 清 孝	校長	
佐 藤 貴 光	教頭	
野 村 真 実	主幹教諭	
金 曾 奈穂美	教諭	
久朗津 祥 江	教諭	
高 田 育 子	教諭	
小 林 功 貴	教諭	

芽室西小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 10名

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
高井宏司	地域住民	
白銀孝志	学識経験者	
西尾一則	学識経験者	
寺町智彦	保護者	
千葉和範	地域住民	
佐々木敦子	地域住民	
岡田幸造	地域住民	
大村篤志	校長	
菅原晴彦	教頭	
渡部美智子	教諭	

芽室南小学校学校運営協議会委員名簿

委 員 11名

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
吉 本 滋 文	地域住民	
永 原 俊 彦	地域住民	
高 橋 泰 博	地域住民	
久 保 孝 志	地域住民	
安 藤 博 秀	地域住民	
中 捨 智 也	地域住民	
武 藤 雅 紘	P T A会長	
吉 本 徹	校長	
日根野 郁 代	教頭	
安 村 美 幸	教諭	
川 崎 有 希	教諭	

芽室中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
土屋直道	学識経験者	
芦澤右史	地域住民	
成瀬靖彦	地域住民	
今村江穂	地域住民	
朝日徹	地域住民	
小椋孝雄	商工会	
島影由里香	社会教育委員	
有本和晃	子育て支援課発達支援センター長	
男澤永雅	P T A会長	
小澤一記	校長	
阿部昌己	教頭	
加藤伸啓	主幹教諭	
大橋一博	教諭	
阿部貴之	教諭	
和田芳美	教諭	

芽室西中学校学校運営協議会委員名簿

委 員 10名

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
福 田 剛	地域住民	
大 友 貴 弘	保護者	
櫻 井 香 代	西小保護者	
樋 口 佳代子	民生児童委員	
堀 井 和 宏	地域住民（前年度P会長）	
福 井 栄 子	地域住民	
河 合 進 一	有識者	
阿 部 圭 一	学校職員	
久 保 瞳 則	校長	
宗 形 真 恵	教頭	

上美生小中学校 学校運営協議会委員名簿

委 員 15名

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日までの1年間

氏 名	役 職 等	備 考
河 口 啓 明	上美生地区協議会	
斎 藤 直 裕	上美生社会教育協会	
岡 崎 亘	上美生地区山村留学推進協議会	
宮 西 優 公	上美生町内会	
金 本 優	上美生駐在所	
大河内 崇 宏	上美生郵便局／民生児童委員	
荻 辰 則	上美生保育所保護者の会	
駒 井 俊 彦	P T A会長	
吉 野 牧 子	P T A母の部	
中 村 浩 幸	上美生中学校 校長	
野 島 真里子	上美生中学校 教頭	
荒 木 成 宜	上美生中学校 教諭	
松 井 真 治	上美生小学校 校長	
喜 多 徹	上美生小学校 教頭	
高 橋 智 子	上美生小学校 教諭	

○茅室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜すい）

平成31年2月28日教委規則第1号

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人（二以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人）以内とし、校長の推薦を受け、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第4号に規定する校長については、校長の推薦を要しないものとする。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の運営に資する活動を行う者
 - (4) 設置学校の校長、その他教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任用)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

日程第 10

議案第 5 号

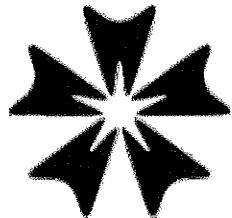
芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

芽室町立学校における働き方改革推進プランの改定について、決定しようとするものであります。

令和 2 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン



**令和2年4月改定
芽室町教育委員会**

はじめに

学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。加えて新学習指導要領における外国語教育、道徳教育など教育活動の充実や、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）への対応など、教職員が取り組むべき課題はますます増加し、教職員の長時間労働が問題となっています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、小学校で2割、中学校で4割を超えているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として、学校現場の業務改善に向けた取組に関し、北海道教育委員会の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、取組んでいく必要がある事項を整理しました。

I 働き方改革推進プランの性格

- ・ 本プランは、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、加えて町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

II 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

III 働き方改革推進プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とします。

教育職員の在校等時間から茅室町立学校管理規則で定める所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間で720時間を超えないようになるとともに、1か月で45時間を超える月は1年間に6月までとする。

※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、連続する2か月、3か月、4か月、5か月6か月のそれぞれの期間について、各月平均が80時間を超えないようとする。

この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- | | |
|---|------|
| 1 部活動休養日を完全に実施（年間Ⓐ（平日週1日52日
+週末週1日52日）+Ⓑ学校閉庁日9日（ⒶとⒷの重複分を除く。）している部活動の割合 | 100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 | 100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | 100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | 100% |

IV 具体的な取組

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や北海道教育委員会に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で35人以下の少人数学級を編成とともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

2) I C Tの活用促進

- ・ 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。

- 3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進
 - ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援するとともに、全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取組んでいきます。
- 4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減
 - ・ 教材費などの徴収等事務は、口座振替での対応を促進するとともに、地域や学校の事情に応じて事務職員等が業務を行うなど、教員の業務とならないように促します。

2 部活動指導にかかる負担の軽減

- 1) 部活動休養日等の完全実施
 - ・ 生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。

- | | |
|-------------|---|
| ① 部活動休養日の実施 | <ul style="list-style-type: none">・ 学期中は、週当たり 2 日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上の休養日とする。）こと・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする |
| ② 部活動の活動時間 | <ul style="list-style-type: none">・ 活動時間は、長くとも平日で 3 時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とした上で、年間の平均活動時間で、平日が 2 時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が 3 時間程度となるよう、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと |

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「芽室町の部活動の在り方に関する方針」による

- 2) 外部指導者の配置等の検討
 - ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の協力や各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

3) 複数顧問の効果的な活用

- ・可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、勤務時間について意識を持って勤務するよう、意識啓発に努めます。
- ・月2回以上の「定時退勤日」、「消灯時間の設定」等、学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強化週間」の徹底などの取組を推進します。

2) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進

- ・学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。

① 実施目的

- ・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定

イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します

- ・休暇取得を強制しない

・出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うものとする

③ 部活動の取扱

- ・部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

- ・各学校が通知を保護者に発出

3) 在校している時間を客観的に計測し記録する仕組みの検討

- ・各学校と具体的な方法について協議の上、在校している時間を客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する仕組みを検討します。

4) 留守番電話の設置による対応の検討

- ・緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、留守番電話の設置による対応を検討します。

5) 管理職のマネジメント研修等の実施

- ・ 様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を推進します。

6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。

7) 事務機能の強化と業務の効率化

- ・ 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

1) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

2) 勤務時間等に関する制度活用

- ・ 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を推進します。

3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けれることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。

4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

5) 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

- ・ 少年団活動の指導にかかる教職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日の取組内容や、日本スポーツ少年団の活動の基本的考え方を踏まえた在り方の理解促進を図るとともに、教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、役場各課の理解促進を図ります。

「芽室町立学校における働き方改革推進プラン」新旧対照表（参考）

現 行	改 定 後	参 考 者
<p>芽室町立学校における働き方改革推進プラン (平成30年6月14日芽室町教育委員会決定) (平成31年4月25日芽室町教育委員会決定) (令和元年9月26日芽室町教育委員会決定予定)</p> <p>はじめに（略）</p> <p>I 働き方改革推進プランの性格</p> <ul style="list-style-type: none"> 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。 <p>II 取組の方向性（略）</p> <p>III 働き方改革推進プランの目標及び期間</p> <p>本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めることとおり目標を設定し、取組期間を平成30年度から令和2年度までの3年間とします。 教員の在校等時間から芽室町立学校管理規則で定める勤務時間等を減じた時間</p> <p>を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。</p> <p>※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事由により勤務せざるを得ない場合は、1年内で20時間を超えないようにする。また、1ヶ月では100時間未満であるとともに、月平均が80時間を超えないようとする。</p> <p>※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、月平均が80時間超える複数月の期間について、月平均が90時間を超えないようとする。</p> <p>この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実際に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。</p> <p>【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】</p> <p>1 部活動休養日を完全に実施（年間④（平日週1日52日+週末週1日52日）+⑤学校閉学日9日（⑥と⑦の重複分を除く。）している部活動の割合・・・・・・・100% 2 変形労働時間制を活用している学校の割合・・・・・・・100% 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・・・・・100% 4 学校閉学日を年9日以上実施している学校の割合・・・・・・・100%</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1 (略)</p>	<p>芽室町立学校における働き方改革推進プラン (平成30年6月14日芽室町教育委員会決定) (平成31年4月25日芽室町教育委員会決定) (令和元年9月26日芽室町教育委員会決定) (令和2年4月27日芽室町教育委員会決定予定)</p> <p>はじめに（略）</p> <p>I 働き方改革推進プランの性格</p> <ul style="list-style-type: none"> 本プランは、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、加えて町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。 <p>II 取組の方向性（略）</p> <p>III 働き方改革推進プランの目標及び期間</p> <p>本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めため、次のとおり目標を設定し、取組期間を平成30年度から令和2年度までの3年間とします。 教育職員の在校等時間から芽室町立学校管理規則で定める所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。</p> <p>※1 児童生徒等に係る臨時的な特別の事由により勤務せざるを得ない場合には、1年間に2720時間を超えないようにする。また、1ヶ月では100時間未満であるとともに、月平均が80時間超える複数月の期間について、各月平均が90時間未満であるようにする。</p> <p>※2 また、1か月では100時間未満であるとともに、月平均が80時間超える複数月の期間について、各月平均が90時間未満であるようにする。</p> <p>この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実際に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。</p> <p>【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】</p> <p>1 部活動休養日を完全に実施（年間④（平日週1日52日+週末週1日52日）+⑤学校閉学日9日（⑥と⑦の重複分を除く。）している部活動の割合・・・・・・・100% 2 変形労働時間制を活用している学校の割合・・・・・・・100% 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・・・・・100% 4 学校閉学日を年9日以上実施している学校の割合・・・・・・・100%</p> <p>IV 具体的な取組</p> <p>1 (略)</p>	

2 (略)	
3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実	
1) 略	
2) 略	
3) 勤務時間を客観的に把握する仕組みの検討	
・各学校と具体的な方法について協議の上、勤務時間と客観的に把握する仕組みを検討します。	
4) 留守番電話の設置による対応の検討	
・緊急の必要性がある場合は除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、留守番電話の設置による対応を検討します。	
5) 管理職のマネジメント研修等の実施	
・様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を推進します。	
6) 主幹教諭等の配属の推進等	
・学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。	
7) 事務機能の強化と業務の効率化	
・教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を行います。	
以下 (略)	

日程第 1 1

議案第 6 号

芽室町図書館協議会委員委嘱の件

芽室町図書館設置及び管理条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、委員を委嘱しようと
するものであります。

令和 2 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

芽室町図書館協議会委員委嘱予定者

○委嘱予定者 佐 藤 康 則 芽室高等学校長

○委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年5月31日

○委嘱の理由

土屋亮委員が令和2年3月31日付けで芽室高等学校校長を退任したことに伴い、
芽室町図書館設置及び管理条例第6条第4項の規程に基づき後任の佐藤康則氏に図書
館協議会委員を委嘱しようとするものであります。

芽室町図書館協議会委員名簿

所 属	氏 名	備考
学校教育関係者（芽室西小学校長）	オオムラ アツシ 大村 篤志	
学校教育関係者（芽室西中学校長）	クボ ムツノリ 久保 瞳則	
学校教育関係者（芽室高等学校長）	サトウ ヤスノリ 佐藤 康則	令和2年4月1日～令和3年5月31日
社会教育関係者（布の絵本サークルひよこひよこ）	コイケ カズエ 小池 和枝	
社会教育関係者（むぎの穂）	バンヤ ユキエ 番屋 雪江	
学識経験者 公募	ヤマシタ タダシ 山下 正	委員長
学識経験者 公募	クリス ナオコ 栗栖 尚子	
学識経験者 公募	マツヒサ タイキ 松久 大樹	副委員長

※任期 令和元年6月1日～令和3年5月31日

○芽室町図書館設置及び管理条例

平成12年3月10日条例第8号

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、芽室町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。